

2021年7月9日

多摩交流センター会議室利用登録団体 各位

(公財) 東京市町村自治調査会

多摩交流センター所長 (押印省略)

緊急事態宣言発令における多摩交流センター事務所の閉鎖について

日頃より、多摩交流センターの事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、政府は東京都に対し2021年7月12日から緊急事態宣言を発令します。これを受け、多摩交流センターでは**緊急事態宣言期間中は事務所を閉鎖します**。なお、**緊急事態宣言が延長された場合は、事務所閉鎖を継続します**。多摩交流センターの業務については次のとおりとなります(2021年1～3月及び4～6月における緊急事態宣言発令時と基本的に同じです)。会員の皆様へ周知をお願いします。

①緊急事態宣言発令中は原則として対面での対応はいたしません。会議室の予約等は電話・FAXまたはメールでお願いします(土・日・祝日は応答しない、または応答に時間がかかる場合があります)。なお、印刷機・コピー機の利用料金の支払期限を、緊急事態宣言解除後の翌月末まで延長します。できるだけ、お近くの郵便局での振込にご協力ください。

②多摩交流センターの会議室等の貸出しについては、**緊急事態宣言が発令されている間には行いません。また、緊急事態宣言が解除されても、すぐには貸出しを再開しません。**

会議室貸出し及びそれに伴う多摩交流センター施設の利用(印刷機・コピー機の利用、ロッカー・棚の利用含む)の再開は、緊急事態宣言解除後に**体制が整ってから**とします。**再開日については、メール配信及びホームページ(<https://www.tama-100.or.jp>)でお知らせします。**

③**2021年7月分・8月分の空き会議室予約の受付を中止**します。9月以降の会議室の予約はスケジュール通り受け付けますが、今後の状況により9月以降も中止する場合があります。この場合も、メール配信及びホームページでお知らせします。